

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な事業者の方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があった方は、申請により納期から1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。ただし、猶予期間中の完納が条件です。
- 担保の提供は不要です。猶予期間中は、延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での全額納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことになります。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し柔軟に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税などの税目が対象になります。

(注) 納期限が経過した税目は対象外となります。

申請手続等

- ・ 原則、納期限までに申請が必要です。
(口座振替の方は停止処理が間に合わず引き落とされる場合があります)
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。
- ・ 特例制度、申請手続等について、まずは収納対策課へご相談ください。

洲本市収納対策課 問い合わせ先 ☎0799-24-7604